

○財団法人全国自治協会寄附行為

(昭和 11 年 5 月 9 日設立認可)

変更	昭和 12 年 11 月 6 日	昭和 13 年 2 月 1 日
	昭和 22 年 8 月 3 日	昭和 23 年 8 月 26 日
	昭和 24 年 3 月 8 日	昭和 27 年 1 月 30 日
	昭和 29 年 1 月 28 日	昭和 33 年 7 月 17 日
	昭和 36 年 1 月 9 日	昭和 46 年 2 月 25 日
	昭和 53 年 9 月 26 日	昭和 55 年 4 月 11 日
	昭和 57 年 9 月 29 日	昭和 58 年 9 月 21 日
	平成 12 年 1 月 17 日	
	平成 16 年 3 月 30 日	(全部変更認可)
	平成 23 年 7 月 28 日	

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 財産及び会計 (第 4 条～第 13 条)
- 第 3 章 役員 (第 14 条～第 19 条)
- 第 4 章 理事会 (第 20 条～第 29 条)
- 第 5 章 評議員会 (第 30 条～第 31 条)
- 第 6 章 事務局 (第 32 条～第 34 条)
- 第 7 章 補則 (第 35 条～第 38 条)
- 附則

第 1 章 総 則

(名称・事務所等)

第 1 条 本会は財団法人全国自治協会と称し、事務局を東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号に置く。

(目的)

第 2 条 本会は地方自治に関する諸般の調査研究及び地方自治振興に関する事業を為すをもって目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 会館の設立及び運営管理
- (2) 講習会、講演会、研究会等の開催
- (3) 地方自治に関する諸般資料の貸付及び刊行頒布
- (4) 地方自治法第 263 条の 2 による、町村の財産の災害に因る損害及び自動車の偶然の事故による一定の損害に対する相互救済事業
- (5) その他本会の目的達成上必要な事業

2 前項第 4 号に掲げる事業については、別に定める規約により、運営する。

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第4条 本会の設立の日における財産は次の通り。

- (1) 全国町村長会代表者岡崎勉より会館建設資金として寄附に係る別記目録の資金
- (2) 全国町村長会代表者岡崎勉より会館建設用地として寄附に係る別記目録の不動産
(財産の種別)

第5条 本会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- (1) 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - ア 前条第2号に掲げる財産を処分して得た類
 - イ 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産
- (2) 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第6条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。
- 3 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。但し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。
- 4 運用財産のうち土地及び建物の取得又は処分については、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(経費の支弁)

第7条 本会の経費は下記の収入をもって充てる。

- (1) 財産より生じる収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の諸収入
(事業計画及び予算)

第8条 本会の事業計画及び予算は毎会計年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て定め、主務官庁に届け出なければならない。変更する場合も同様とする。

(特別会計)

第9条 本会の事業につき必要があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て特別会計を設け、主務官庁に届け出なければならない。

(暫定予算)

第10条 第8条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計

年度終了後3ヶ月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第12条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第14条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事8人以上14人以内

(2) 監事4人

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の原本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職務)

第16条 理事長は本会を代表し、会務を総理する。

2 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長が副理事長の中からあらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 常務理事は、本会の常務を分担処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第17条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者の就任するまで在任する。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
(報酬等)

第 19 条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には必要に応じ実費を弁償することができる。

第 4 章 理事会

(構成)

第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 21 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 22 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 16 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 23 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 25 条 理事会は理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 26 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。可否同数であるときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することが

できる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

(監事の理事会出席)

第29条 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 本会に評議員24人以上32人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員には、第17条から第19条までの規定を準用する。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 理事長は第16条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったときは、その日から14日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 6 評議員会には、第22条第3項第3号、第23条第3項、第25条から第28条までの規定を準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 事務局

(設置等)

第32条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に必要な職員を置き、理事長が任免する。

第33条 事務局の組織、所掌事務等は理事会に諮って理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第34条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為

- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 補則

(委任)

第35条 本寄附行為施行に必要な細則は理事会の議決を得て理事長が定める。

(解散)

第36条 本会は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ解散することはできない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、主務官庁の許可を受け類似の目的のために処分する。

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

附則

- 1 この寄附行為は、認可のあった日の属する年度の翌年度の初日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に設けられている特別会計は、この寄附行為による変更後の寄附行為第9条により設けられたものとみなす。
- 3 この寄附行為の施行の際、現に理事又は監事である者は、この寄附行為による変更後の寄附行為第15条第1項の規定により選任されたものとみなす。
- 4 この寄附行為の施行の際、現に理事及び監事である者の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成17年7月30日までとする。
- 5 この変更後の寄附行為による当初の評議員の任期は、第30条第3項の規定にかかわらず平成17年7月30日までとする。

附則

この寄附行為の一部変更は、平成23年7月31日から施行する。ただし、同年8月1日以後に認可のあったときは、認可があった日（平成23年7月28日）から施行する。